38. 現在人離婚ノー (全管)

夫妻トシテ經過シタル月數又ハ年數二依リ分チタル離婚 (組)

	讲			五 华			迄				五年	十年	十五	=	年	
	満 満六ヶ 月 迄	一 年 六ヶ月 以上商 一年迄	迄計		人上滿二 一年六ヶ 月以上嶺 二年	-	上滿三	三年以 上滿四 年 迄	四年以 上滿五 年 迄	āt	以上 滿十 年迄	以上 流子 五年 迄	年以 上二年 年 三年	十年以上	数不詳	合計
昭和十四年	1	71	127	[156	111	75	53	522	170	102	58	37	1	890
同 十三年	31	82	113	_	_	137	83	72	46	201	166	93	45	51		. 809
同 十二年	43	75	118	_		138	114	72	67	253	192	77	45	42	1	866
同 十一年	44	78	122	92	60	152	93	79	78	524	199	122	46	47		938
同 十 年	53	75	128	56	56	112	105	93	67	505	225	119	51	44		944
同 九 年	37	81	113	60	84	144	105	81	65	513	203	107	52	50	1	926
同 八 年	33	90	123	90	71	161	80	99	43	506	218	92	39	42	_	897
同七年	43	74	117	79	65	144	96	77	72	506	199	91	41	62	_	899
同 六 年	39	95	134	80	65	145	110	91	99	5 <i>7</i> 9	204	90	51	59		983
同 五 年	51	89	145	85	76	161	119	102	93	620	218	90	47	48	1	1,023

39. 現在人離婚ノ二 (全管)

1

協議上ノ離婚及裁判上ノ離婚 (組)

,		協議						判		上		,		離		婚			總
		上		夫	⊒));	り提起シタ		ルモノ		妻ョ		り提		世 シ	タ 1	/ モ		合	
		離		離 婚 ノ 事 由 (民法第八百十三條ノ各號) 第一第二第五第六第九 寺 第三第四第五第六第七第八第九第十 寺															
ί.		415	第一 號	第二號	第五號	第六號	第九 號	計	號	第四號	彩五 经	移六多號	親七	第八號	第九 统	親	計	計	計
223	和十四年	833	_	2	-	2	2		4 _	_	_	1	_	_		3	2	7	89
同	十三年	801			-	¦ –	¦ —	_		1	-	3	_	_	6	5		. 5	3 C
同	十二年…	860	_	-	-	_	1		ı		2		_	-	2	5		. 6	86
同	·}·—::	932	-	1	-	} —	¦ –		1		2	1	_		2	5	_	6	93
)同	丁 年…	935	1	3	1	-	-	,	4	1	2	2	_	_	_	5		. 9	. 94
					!														
同	九 年…	914	_	2	-	. 1	_	4	4 —		2	5		1	-	8		12	92
同	八 年…	884	_	3	-	. 2	_		<u> </u>	1	3	-	1	_	3	8		13	89
同	七 年…	888	_	2		¦	1	3	3 -	2	2	3	_	-	1	8	_	11	89
同	六 年…	975		1	_	1	1	3	-		1	3	_	_	1	5		8	98
同	五 年	1,014	_	1	_	1	<u> </u>	2	2 _	2	_	3	_	1	1	7		9	1,02